

## みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日付け滋食ブ第216号  
滋賀県農政水産部長通知

### (趣旨)

第1条 知事は、県民が求める新鮮な県産の野菜、果樹および花等園芸特産品目の安定的な供給を促進し、未来へ成長を続ける滋賀の園芸産地の育成を図るため、園芸産地の拡大や産地力の強化、園芸の高収益化等を目指す取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象)

第2条 この補助金の対象事業、補助率および補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第3条 規則第3条に規定する交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業実施計画書および収支予算書（別記様式第2号）を添付し、知事が別に定める期日までに、正副2部を提出するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

### (事業遂行状況報告)

第4条 規則第10条の規定による報告は知事が必要に応じて、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）により、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとし、その提出期限は別に定める。

### (事業変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について別表に掲げる重要な変更をし、または補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、事業変更承認申請書（別記様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

### (実績報告書)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第6号）の添付書類および提出部数は、第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第7条 規則第15条の規定による概算払によって、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第7号)により知事に請求するものとする。

(補助金の返還)

第8条 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第6条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む)には、その金額(第6条第2項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第8号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(標準処理期間)

第9条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく状況報告、第5条の規定に基づく計画変更の申請、第6条の規定に基づく実績報告、第7条の規定に基づく支払請求または第8条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(グリーン購入)

第11条 事業実施主体は、事業の実施にあたり物品等を調達する場合、滋賀県グリーン購入方針(平成14年4月1日策定)に沿って、環境物品等の調達に努めるものとする。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第12条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、本要綱に定める規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に限り適用する。

別表

事業区分	事業主体	補助率等	補助対象経費	採択要件	重要な変更
<b>(1) 県域産地育成事業</b>	滋賀県園芸農産振興協議会 滋賀県園芸農産振興協議会が行う地域の園芸産地育成に向けた園芸産地みらい戦略の策定および実践のための取組	定額 (ただし、補助金額1,000千円以内)	園芸産地みらい戦略の策定および実践にかかる経費（旅費、報償費、需用費、役務費、賃借料等）		(1)経費の欄に掲げる経費の30%を越える増減
<b>(2) 産地形成・強化事業</b>					(2)事業実施主体の変更
<b>① 戦略策定支援</b>					
<b>ア. 新規産地形成タイプ</b> 新たな産地形成のために実需者が参画したコンソーシアムが行う園芸産地みらい戦略の策定のための取組	次の者により構成されるコンソーシアム (1)農業協同組合または市町 (2)県 (3)農業者または農業者の組織する団体* (4)実需者 (5)その他	定額 (ただし、補助金額178千円以内)	園芸産地みらい戦略の策定にかかる経費（旅費、報償費、需用費、役務費、賃借料等）	(1)実需者の参画したコンソーシアムであること (2)参画農家が5戸以上であること	
<b>イ. 既存産地活性化タイプ</b> 既存の園芸産地が行う園芸産地みらい戦略の策定のための取組	次のいずれかの者であること (1)農業協同組合 (2)農業者の組織する団体*	定額 (ただし、補助金額178千円以内)		(1)既存の園芸産地であること (2)参画農家が5戸以上であること (3)産地の継承や発展に向けた取組を検討する計画であること	
<b>② 戦略実践支援</b>					
園芸産地みらい戦略を策定した産地が行う戦略の実践のための機械・施設等の導入の取組	次のいずれかの者であること (1)農業協同組合 (2)農業者の組織する団体*	事業費の1/3以内 (ただし、補助金上限額2,500千円)	園芸産地みらい戦略の実現に必要な以下に掲げる取組に要する経費  (1)共同利用機械の導入 (2)共同利用施設・設備の導入	(1)園芸産地みらい戦略が策定されていること (2)受益農家が5戸以上であること (3)園芸産地みらい戦略に体制整備または生産性向上の具体的な取組が記載されていること (4)園芸施設共済等の引受対象となる施設を整備する場合は、園芸施設共済または民間事業者が提供する保険へ加入すること	
<b>③ 新規就農者受入支援</b>					
園芸産地みらい戦略を策定した産地における認定新規就農者による機械・施設等の導入等の取組	市町	定額（ただし、実施要綱別記1第5の2の(1)の取組に必要な経費の3/4以内）（補助金上限額3,750千円）	園芸産地みらい戦略の実現に向け、認定新規就農者（実施要綱別記1第5の1の要件を満たす者）が行う以下に掲げる取組を市町が助成するのに要する経費  (1)園芸用機械・施設の導入	(1)園芸産地みらい戦略が策定されること (2)園芸産地みらい戦略に参画する農家が5戸以上であり、かつ、認定新規就農者が1戸以上含まれること (3)園芸産地みらい戦略に新規就農者の受入体制整備の具体的な取組が記載されること (4)園芸施設共済等の引受対象となる施設を整備する場合は、園芸施設共済または民間事業者が提供する保険へ加入すること	

(注)\*代表者の定めがあり、かつ、組織および運営についての規約の定めがある団体とする

別記様式第1号（第3条第1項関係）

○年度みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金交付申請書

番 号  
○年（20○○年） 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

（事業実施主体）  
住 所  
名 称  
代 表 者  
（発行責任者・担当者）  
氏 名  
連絡先電話番号

○年度において、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業において、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金○○○円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。

添付書類： 県域産地育成事業および産地形成・強化学業のうち戦略策定支援にあつては、別記様式第2-1号  
産地形成・強化学業のうち戦略実践支援および新規就農者受入支援にあつては、別記様式第2-2号

別記様式第2-1号（第3条第1項関係）

みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業実施計画書（事業実績報告書）  
および収支予算書（収支精算書）

（事業区分：県域産地育成事業または産地形成・強化事業（のうち〇〇〇〇支援  
（〇〇〇〇タイプ）））

1 事業の目的

2 事業の効果

3 事業の内容（園芸産地みらい戦略の策定）

時 期	場 所	内 容	備 考

4 事業の着手および完了（予定）年月日

着 手 年 月 日： 年 月 日

完了（予定）年月日： 年 月 日

5 収支予算書（収支精算書）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体					
その他					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇〇事業					
計					

6 添付書類

- （1）別記様式第3号 事業費使途明細書
- （2）事業実施主体の構成員名簿
- （3）園芸産地みらい戦略（実績のみ）
- （4）納品書、請求書および領収書の写し（実績のみ）
- （5）その他参考資料

別記様式第2-2号（第3条第1項関係）

みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業実施計画書（事業実績報告書）  
 および収支予算書（収支精算書）

（事業区分：産地形成・強化事業のうち〇〇〇〇支援）

- 1 事業の目的
- 2 事業の効果
- 3 事業の内容  
別紙（事業内容）のとおり
- 4 事業の着手および完了（予定）年月日  
 着手年月日： 年 月 日  
 完了（予定）年月日： 年 月 日

5 収支予算書（収支精算書）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体					
その他					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
産地形成・強化事業					
計					

6 添付書類

- (1) 園芸産地みらい戦略
- (2) 別紙
- (3) 利用計画、収支計画
- (4) 機械・設備および施設の管理運営規定等
- (5) 組織の規約、構成員（農業者等の組織する団体のみ）
- (6) カタログおよび見積書（2者以上 計画のみ）
- (7) 事業実施位置図
- (8) 導入設置の機械、施設等の写真（実績のみ）
- (9) 納品書、請求書および領収書の写し（実績のみ）
- (10) 保険の加入（見込み）が確約できる書類（実績のみ。ただし、園芸施設共済等の引受対象施設を整備する場合）
- (11) 産地形成・強化事業のうち新規就農者受入支援の場合

①市町村経営発展支援事業計画【※収支精算書の場合は、「市町村経営発展支援事業実績報告」】の写し（実施要綱別紙様式第10号）

（注）市町村経営発展支援事業計画を変更した場合は、変更後の事業計画の写しを添付する

②本補助金の交付に関する規程または要綱

③実績報告においては、下記の書類を添付する。

ア 実施要綱別記1第5の1の（4）の経営発展支援事業計画等の承認内容の写しおよび添付書類の写し

イ 交付申請書（実施要綱別紙様式第2号）の承認内容の写しおよび添付書類の写し

ウ 実績報告兼助成金支払請求書（実施要綱別紙様式第3号）の承認内容の写しおよび添付書類の写し

(12) その他参考資料

別記様式第2 - 2号別紙 (事業内容)

事業実施主体名	事業区分	事業内容 <sup>※1</sup> (規格・能力等)	事業量 <sup>※1</sup> (台数・面積等)	導入設置 場所 <sup>※1</sup>	受益 <sup>※1</sup>		事業費	補助事業に要する(要した)経費				保険加入 (予定) 年月日 <sup>※2</sup>	事業完了 (予定) 年月日	備考
					戸数	面積、 処理量		負担区分						
								県補助金	事業実施主体	その他	計			
					(戸)	(ha)	(円)	(円)	(円)	(円)				
					合 計									

(注) <sup>※1</sup>市町が事業実施主体の場合は、実施要綱別記1第5の2の(1)の取組について記載すること。

<sup>※2</sup>園芸施設共済等の引受け対象施設を整備する場合は、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険の加入時期を記入すること



別記様式第3号（第3条第1項関係）

事業費使途明細書

事業実施主体名

事業区分	事業内容および経費積算の基礎	金額	備考
合 計			

(注)「事業内容および経費積算の基礎」の欄には、具体的な事業内容を記載するとともに、その経費の使途および回数、人数等積算の基礎となるものを記載する。

別記様式第4号（第4条関係）

○年度みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業遂行状況報告書

番 号  
○年（20○○年） 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

（事業実施主体）  
住 所  
名 称  
代 表 者  
（発行責任者・担当者）  
氏 名  
連絡先電話番号

○年度みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業の遂行状況について、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

事業内容	年間計画		○月○日までの 進ちよく状況	着手年月日	完了予定 年 月 日
	事業量	金 額			

2 進ちよく状況が遅れている場合は、その理由と今後の措置

別記様式第5号（第5条関係）

○年度みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
○年（20○○年） 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

（事業実施主体）  
住 所  
名 称  
代 表 者  
（発行責任者・担当者）  
氏 名  
連絡先電話番号

○年○月○日付け○○○第○号で交付決定通知のあったみらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

（注）

1. 記載事項ごとに補助金交付申請書の様式により変更計画を作成し、上段に（ ）書きで当初計画を記載すること。
2. 補助金の額が増額する場合は、件名の「みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業変更承認申請書」を「みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業の変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金交付要綱により、補助金○○円を追加交付されたく申請します。」とする。

別記様式第6号（第6条関係）

○年度みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金実績報告書

番 号  
○年（20○○年） 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

（事業実施主体）  
住 所  
名 称  
代 表 者  
（発行責任者・担当者）  
氏 名  
連絡先電話番号

○年○月○日付け○○○第○号で交付決定の通知のあったみらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業について、事業が完了したので、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 ○年度みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業実績報告書および収支精算書  
（別記様式第2-1号または別記様式第2-2号）



別記様式 8 号（第 8 条関係）

○年度みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金の  
消費税仕入控除税額報告書

番 号  
○年（20○○年） 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

（事業実施主体）  
住 所  
名 称  
代 表 者  
（発行責任者・担当者）  
氏 名  
連絡先電話番号

○年○月○日付け○○○第○号で交付決定通知のあったみらいにつなぐ滋賀の園芸産地  
づくり事業費補助金について、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業費補助金交付要  
綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 滋賀県補助金等交付規則第 13 条に基づく補助金の額の確定額<br>金 | 円 |
|   | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）            |   |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額<br>金          | 円 |
| 3 | 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額<br>金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）<br>金                  | 円 |

（注）市町が事業実施主体の場合は間接補助金にかかる上記の項目を報告すること

【参考様式】

# 園芸産地みらい戦略

計画策定年月日	令和 年 (20 年) 月 日
市 町 名	
地 区 名	
品 目	
策定主体名	
代表者名	
事務局 (担当者)	

### 1. 産地拡大に向けた取組方針

--

### 2. 産地の目標

年次	栽培農家 (戸)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	単収 (kg/10a)	産出額 (百万円)
既 策 定 戦 略 ※	現状 ( 年度)				
	目標 ( 年度)				
現 状 (○年度)					
中間年 (○年度)					
目 標 (○年度)					

(注) ※本戦略の策定主体が、「しごの園芸産地スケールアップ促進事業（令和元年度～3年度）」において、同一品目で「産地拡大戦略」を策定している場合は、当該戦略に記載した現状および目標を記載すること。

### 3. 産地の概要

--

### 4. 産地の課題

<p>①担い手の確保</p> <p>②生産（出荷・調製を含む）</p> <p>③流通・販売</p>
---



5. 目標を実現するための具体的な取組内容

年次ごとの目標	方針	方針に対する具体的取組 <sup>※</sup>
1年目（令和○年度） 栽培農家 戸 栽培面積 ha 生産量 t 単 収 kg/10a 販売金額 万円	① 担い手の確保 ② 生産 ③ 流通・販売	
3年目（令和○年度） 栽培農家 戸 栽培面積 ha 生産量 t 単 収 kg/10a 販売金額 万円	① 担い手の確保 ② 生産 ③ 流通・販売	
5年目（令和○年度） 栽培農家 戸 栽培面積 ha 生産量 t 単 収 kg/10a 販売金額 万円	① 担い手の確保 ② 生産 ③ 流通・販売	

(注) <sup>※</sup>本戦略の策定主体または構成員が、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業において、産地形成・強化事業のうち戦略実践支援または新規就農者受入支援に取り組む場合は、各支援にかかる具体的な取組内容を記載すること。

6. 戦略策定の体制

構成		備考
所属・職名	氏名	